

# 「広報まいばら」の音訳カセットテープを貸し出しています

「広報まいばら」や「議会だより」を視覚障がいをもつ人に聴いていただこうと、市内4つの音訳ボランティアグループのみなさんの協力により、カセットテープに吹き込んで貸し出ししています。

視覚障がいをもつ人で、音訳カセットテープを希望する人は、社会福祉課にご連絡ください。貸し出しには事前登録が必要で、料金は無料です。ぜひご利用ください。



今年の秋頃に、提供方法をカセットテープからCDに変更する予定です。

広報まいばら3月1日号は「対面朗読ボランティア やまびこ」のみなさんに音訳していただきました。「やまびこ」は、現在9人のメンバーで活動し、音訳の他にも、地域のデイサービスセンターや小学校に向き、紙芝居や絵本の読み聞かせをされています。



音訳作業は、メンバーの自宅を改修した防音設備の部屋で行います。録音中は、雑音が入らないよう細心の注意を払い、ゆっくり、はっきり、目の前に相手がいると思って話すように心掛けています。文章を読み上げるだけでなく、図表や写真なども声で表現し、説明を加えながら描写されていました。

カセットテープの始まりと終わりには、BGMとしてメンバーのハーモニカ演奏が挿入されるなど、こだわりの作品。「音訳を必要とする人に1人でも多く聴いてもらいたい」と話されていました。

なお、音訳の作業は「やまびこ」の他に、「朗読ボランティアカナリア」、「音訳ボランティアひまわりグループ」、「音訳ボランティア えん」のグループのみなさんにご協力をいただいています。

問 市 社会福祉課（山東庁舎） ☎ 55-8102 📠 55-8130

# 「音訳・点訳ボランティア養成講習会」の説明会を開催します

講習会に先立ち、ボランティア活動の内容や講習会の日程等を説明します。

講習会の受講申込書は、説明会でのみ配布します。講習会を受講希望の人は、必ず説明会に参加してください。

**日時** 4月15日(水)・16日(木) 13時40分～  
\*同じ内容で2日開催します。どちらかにご参加ください。  
**場所** 滋賀県立視覚障害者センター（彦根市松原1丁目12-17）  
**申込** 氏名と参加日を、電話、ファクス、メールのいずれかで下記にご連絡ください。  
**締切** 4月9日（木）

☎ 滋賀県立視覚障害者センター  
☎ 0749-22-7901 📠 0749-22-7890  
✉ shice2@smile.ocn.ne.jp

## 音訳ボランティア養成講習会

5月13日(水) 開講～平成28年3月  
月2回（水曜日）  
定員 15人

## 点訳ボランティア養成講習会

5月14日(木) 開講～平成28年3月  
月2回（木曜日）  
定員 15人

# 新最終処分場の名称が決定しました！

4月から供用を開始する一般廃棄物新最終処分場の名称を募集したところ、12件の応募がありました。厳正な審査の結果、長浜市末広町の樋口晃裕さんの作品が選ばれました。

新しい最終処分場への願いや思いを込めた作品を、多数応募いただき誠にありがとうございました。

## 名称 **ウイングプラザ**

翼を大きく広げた鳥が、今、羽ばたこうとする姿は力強く、美しいものです。これからも長期間利用する処分場も安全に運営（大空を舞う鳥が羽ばたくように）できるような思いで考えられました。



問 湖北広域行政事務センター 施設整備課  
☎ 62-7146 ☎ 65-0245

※なお、不燃ごみ・粗大ごみの持ち込みは、今までとおりクリーンプラントへお願いします。

## 本人通知制度に登録しましょう

～登録有効期限が無期限になりました～

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、代理人や第三者に交付したとき、事前登録がある人に証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。この制度により、証明書の不正請求の早期発見や不正取得の抑止が期待できます。

### 登録できる人

市に住民登録している人、本籍がある人  
(除かれた人も含む)

### 登録手続に必要なもの

本人通知制度事前登録申込書と登録者の本人確認書類（運転免許証、顔写真付き住基カードなど）  
\* 代理人が申請する場合は、委任状等が必要です。  
下記へお問い合わせください。

### 受付場所

米原庁舎…市民窓口課  
山東、伊吹、近江庁舎…自治振興課



これまでの本人通知制度の登録有効期間は3年間でしたが、2月1日から無期限になりました。すでに事前登録している人も、更新手続は不要です。

問 地域振興部 市民窓口課 (米原庁舎)  
☎ 52-6927 ☎ 52-4539

## 労働条件でお悩みの方！ お電話ください

～夜間・土日無料で相談が受けられます～

- ◆面接に行ったら、求人票より安い賃金を提示された。
- ◆正社員と聞いていたのに、非正規雇用の形態だった。
- ◆「あり」となっていた雇用保険、社会保険に加入していない。
- ◆「人手が足りないから」と勝手にシフトを入れられる
- ◆休憩がほとんどない。
- ◆そろそろ学業に力を入れたいと思い、上司に「辞めたい」と伝えた。ところが「今辞められたら困る。代わりが育つまでは残ってくれ」と言われ、辞められない。



## 労働条件相談ほっとライン (フリーダイヤル)

☎ 0120-811-610

相談時間

月・火・木・金 17時～22時  
土・日 10時～17時